ロ　流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、標高68.0メートルから標高23.0メートルまでの容量17,200,000立方メートルのうち最大1,320,000立方メートルとする。

ハ　水道

沖縄県の水道用水として、大保ダム地点において、新たに１日最大94,800立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

沖縄県の水道用水のための貯留量は、標高68.0メートルから標高23.0メートルまでの容量17,200,000立方メートルのうち最大15,880,000立方メートルとする。

ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

６(1)中「約1,370億円」を「約965億円」に改める。

６(2)イ中「費用の額」の次に「から約974百万円を除いた額」を加え、「1,000分の308」を「1,000分の264」に改め、「乗じて得た額」の次に「及び約494百万円」を加える。

６(2)ロ中「費用の額」の次に「から約974百万円を除いた額」を加え、「1,000分の692」を「1,000分の736」に改め、「乗じて得た額」の次に「及び約480百万円」を加える。

７中「平成26年度」を「平成22年度」に改める。

８中「奥間ダムから大保ダムへの導水施設を建設するとともに、」を削る。

○国土交通省告示第九百八十九号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第二十九条第一項の規定により、同法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人であるたもの株式会社について、次のとおり保険等の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十九条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志

一　名称

たてもの株式会社

二　住所

東京都港区虎ノ門二丁目二十二番十二号

三　保険等の業務を行う事務所の所在地

東京都港区虎ノ門二丁目二十二番十二号

四　廃止の日

平成二十三年九月十四日

○国土交通省告示第九百九十号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
			平成
７ＪＨＳ	141309	ヒネルギーホライズン	23. 8.17
７ＪＪＦ	141436	ＯＮＧＡ	23. 8.26
７ＪＪＪ	141466	ＡＬＴＡＩＲ　ＬＥＡＤＥＲ	23. 8.25
７ＪＫＡ	141515	ＤＯＶＥＲ　ＨＩＧＨＷＡＹ	23. 8.25
ＪＤ3107	141308	海竜	23. 8. 3
ＪＤ3157	141386	有田丸	23. 8.30
ＪＤ3213	141463	ＷＨＩＴＥ　ＬＯＴＵＳ　ＶＩＩＩ	23. 8. 2
ＪＤ3231	141497	第一松宝	23. 8. 9
ＪＤ3237	141506	第八鶴吉丸	23. 8.29
ＪＤ3239	141510	第八しおた丸	23. 8.26
ＪＤ3241	141514	第三光洋丸	23. 8.26

○国土交通省告示第九百九十一号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
			平成
７ＬＡＩ	125590	第五十八福神丸	23. 8. 1
８ＫＥＭ	125552	第八十八博洋丸	23. 8.29
ＪＢＳＹ	133359	カメリアキッス	23. 8. 9
ＪＦＫＤ	133803	武蔵グロリア	23. 8. 8
ＪＪＶＸ	130868	第三十五八幡丸	23. 8.26
ＪＰＹＤ	132188	翔洋	23. 8. 2
ＪＰＺＲ	127650	第八光洋丸	23. 8. 4
ＪＱＷＣ	133378	第十八天祐丸	23. 8.29
ＪＤ2588	125631	第三十三大彦丸	23. 8. 3
ＪＥ2603	124264	第十一源榮丸	23. 8.25
ＪＥ2780	126616	第八福吉丸	23. 8.23
ＪＥ3044	130940	第七十一大喜丸	23. 8.29
ＪＥ3057	132179	明神丸	23. 8.10
ＪＥ3108	133334	はまゆり	23. 8. 5
ＪＦ2133	120082	第三くまの丸	23. 8.10
ＪＧ2919	110923	扇鶴丸	23. 8. 9
ＪＧ3722	121500	きたぐも	23. 8.30
ＪＧ3744	121637	ゆきぐも	23. 8.17
ＪＧ4415	128100	すずらん	23. 8. 5
ＪＧ4429	128129	やまぎく	23. 8.19
ＪＧ5023	132801	あいち丸	23. 8. 4
ＪＧ5736	137227	第五十一石田丸	23. 8.18
ＪＨ2863	123837	第十五栄造丸	23. 8.15
ＪＩ2738	115601	第六湖西丸	23. 8.25
ＪＩ2917	119608	第八湖西丸	23. 8.25
ＪＪ2533	107721	南興丸	23. 8. 2
ＪＪ3170	121075	第三十八大勝丸	23. 8.12
ＪＪ3849	132375	第八しおた丸	23. 8.24
ＪＫ3121	78161	第五太陽丸	23. 8. 8
ＪＫ4778	129631	第十二福洋丸	23. 8.16
ＪＫ4982	131047	雄豊丸	23. 8. 4
ＪＫ4988	131763	第三喜代丸	23. 8. 9
ＪＫ5024	131758	やましろ	23. 8.11
ＪＫ5136	132541	久吉丸	23. 8.10
ＪＬ5688	129976	秀洋丸	23. 8. 9
ＪＬ5781	130600	明宝丸	23. 8.17
ＪＬ6019	132115	ヒメッサキ	23. 8.31
ＪＬ6437	135141	晃侑丸	23. 8.29
ＪＭ5648	130360	第二げんかい	23. 8.23
ＪＭ5923	131352	第二清水丸	23. 8.30
ＪＭ6002	131393	海福丸	23. 8. 3
ＪＭ6155	132730	蛭子丸	23. 8.25
ＪＭ6249	133528	第十七室生丸	23. 8.11

○国土交通省告示第九百九十二号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
Ａ07141318	19. 6. 8	121907	リトルクイーン

○国土交通省告示第九百九十三号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月三十日

国土交通大臣　前田　武志

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	昭和		
2911	59. 3. 7	126616	第八福吉丸
	平成		
3307	5. 3.17	132179	明神丸
Ａ05141330	17.11.14	124992	第八漁栄丸
Ａ0613168	18. 6.16	137227	第五十一石田丸
Ａ0718166	19. 5.28	133910	第二十一末廣丸
Ａ09191619	21.10. 2	133586	君丸
Ａ10111315	22. 7. 2	125552	第八十八博洋丸
Ａ11131024	23. 5.24	131092	つくばね
Ａ11141311	23. 6.13	133910	第二十一末廣丸

○海難審判所告示第一号

海難審判法第五十一条の規定により、次の海技免状の無効を宣する。

平成二十三年九月三十日

広島地方海難審判所理事官　古城　達也

海技士の本籍、氏名、生年月日

宮城県本吉郡南三陸町歌津字伊里前二六八番地一

三浦　傳

昭和二十年七月二十日生

免状の種類及び番号

三級海技士（航海）免状

第五三〇〇八三〇七六〇七四号

免状の交付年月日

平成二十一年五月十三日

○防衛省告示第二百四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年九月三十日

防衛大臣　一川　保夫

日時　平成二十三年十月十二日（予備、同月十三日及び同月十四日）の〇七〇〇から一七〇〇まで